平成３０年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市下津井吹上１丁目７番５号
債務者　山中　正弘
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1828番地　新春日台１住宅27号
債務者　**今**堀　雅文
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
大分市三川上４丁目５番31号（エスポワールクレール201）
債務者　佐々木信也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９８号
宮崎市祇園２丁目112番地　エンブレーマ祇園202号、前住所宮崎市大字恒久4427番地１　エレガンスメゾン６Ｂ―401号
債務者　保田　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４９号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町2603番地３
債務者　濵崎　徳久
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市中山町6072番地１　フェリオ・サツキＡ203号
債務者　板敷　伸寿
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７８号
秋田市新屋松美ガ丘南町14番20号　コーポタカハシ205号
債務者　竹名　忠芳
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７９号
秋田市新屋南浜町４番32号
債務者　作左部　純
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２号
秋田県潟上市天王字上北野４番地576
債務者　堀井　**祐**子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８５号
秋田市仁井田蕗見町３番12号　伊藤方
債務者　熊谷　　茜（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９０号
秋田市手形字扇田１番地42
債務者　中川和佳子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６号
石川県七尾市佐味町ニ部25番地７
債務者　山岸　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第１６号
長野県伊那市中央4848番地４
債務者　畑中　厚美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２３号
長野県上伊那郡南箕輪村6316番地１　メゾンクレール106号室
債務者　林　　和広
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第７５号
兵庫県川西市東畦野４丁目29番５号
債務者　吉川　郷子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
奈良県宇陀市大字陀黒木882番地、前住所広島県福山市大門町１丁目34番３号　レオパレスファインパル101
債務者　東谷　和夫
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
奈良県香芝市尼寺３丁目533番地17
債務者　西口　崇志
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係